

吉川松伏少年消防クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは吉川松伏少年消防クラブ(以下「クラブ」という。)と称する。

(目的)

第2条 クラブ活動を通じて防災について学習し、正しい知識と技能を修得し、生命と暮らしを守ることの大切さを学ぶとともに、規律や防火マナー等を身につける防災教育を行い、クラブ員を通じて家庭及び地域の防災意識の高揚を図り、将来の地域防災の担い手となる人材育成を目的とする。

(事務局)

第3条 このクラブの事務局は吉川松伏消防組合消防本部に置く。

(活動内容)

第4条 このクラブは第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識と技術を修得する。
- (2) クラブ活動を通じて、心身ともに健全なクラブ員を養成する。
- (3) クラブ活動を通じて、規律と礼節を重んじ、友愛と互助の精神を養成する。
- (4) クラブ活動を通じて、地域の福祉に奉仕する。
- (5) クラブ活動を通じて、地域住民の防火思想を普及する。
- (6) その他クラブの目的を達成するために必要な活動を行う。

(クラブ員の資格及び加入)

第5条 クラブ員の資格は、吉川市及び松伏町居住する小学5年生から小学6年生までとし、別紙クラブ員申込書を提出し、クラブ員を承認した日からクラブ員とする。ただし、クラブにおいて継続して防災教育を受けたクラブ員については、中学校及び高等学校へ進級した場合、任意においてクラブの準指導者として18歳未満まで継続加入できるものとする。

(脱会)

第6条 クラブ員が脱会しようとするときは、その旨を事務局へ届出なければならない。

(除名)

第7条 クラブ員に次の各号の一つに該当する事実があるときは、除名することができる。

- (1) 本クラブの目的に著しく反する行動をしたとき
- (2) その他、クラブ員としてふさわしくない行動をしたとき

(育成者)

第8条 消防職員、消防団員及びクラブ員の保護者をもって育成者とする。

(役員)

第9条 クラブに次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 若干名

(役員 の 選 出)

第 1 0 条 役員は次の者を充てる。

- (1) 会長は、消防長をもって充てる。
- (2) 副会長は、育成者の互選により選出し、会長の承認を得る。
- (3) 監事は、育成者の互選により選出する。

(役員 の 職 務)

第 1 1 条 会長はクラブを代表し、クラブを総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、クラブの会計を監査する。

(役員 の 任 期)

第 1 2 条 第 1 0 条に定める役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(賛 助 金)

第 1 3 条 クラブの目的に賛同するものからの寄付、その他物品の提供については、クラブの賛助金として取り扱う。

- 2 賛助金の金銭出納は、事務局が行なう。

附 則

この規約は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。